

平成 2 9 年 第 5 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(平成 2 9 年 5 月 3 0 日)

召集年月日 平成29年5月30日（火）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成29年5月30日 午後3時00分

閉会 平成29年5月30日 午後4時00分

出席農業委員（11名）

1番 早川 和夫（会長） 2番 溝口 智也 3番 菅原 儀左エ門  
4番 岡 秀夫 5番 山本 修 6番 神野 淳一  
7番 桑田 建太郎 8番 松宮 重信（職務代理）  
10番 木村 憲雄 12番 松井 厚雄  
14番 古池 洋子

欠席委員（2名）

9番 細川 正博 11番 櫻井 隆治

出席事務局

局長 板谷則昭 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第12号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可  
申請審議について

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可  
申請審議について

報告第8号 農地変換届について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成29年第5回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、9番 細川委員、11番 櫻井委員の2名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案と報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、平成29年第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、5番 山本委員と 6番 神野委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長

日程2 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長  
議案第12号は、〇〇〇〇〇〇の〇〇氏が農地1筆を  
息子の名義にするための申請であります。  
詳細は、事務局書記に説明させます。

書 記 はい、議長  
(議案資料説明)  
許可基準は農地法第3条第2項各号には該当しないた  
め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。この案件に  
つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いており  
ますので、農地委員さんからご報告願います。

松宮委員 はい、議長

松宮委員 本案につきましては、24日の午前に、神野委員と事  
務局同行のもと現地を確認してまいりました。  
申請地は譲受人〇〇氏名義の田と一枚で水田として利  
用されており、問題ないものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報  
告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はござ  
いませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第12号  
農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可  
申請審議については、原案どおり許可するものと決定し  
ます。

[ 日 程 3 ]

議 長 日程3 議案第13号 農地法第3条第1項の規定によ

る農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長  
議案第13号は、〇〇の〇〇氏が〇〇〇に在住の〇〇氏が所有する農地7筆を取得するものであります。  
詳細は、事務局書記に説明させます。

書 記 はい、議長  
(議案資料説明)  
許可基準は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

神野委員 はい、議長

神野委員 本案につきましても、24日の午前に松宮委員と現地を確認いたしました。  
譲受人は譲渡人の叔父でありまして、譲渡人の家族は農地を管理出来ないため、譲受人が農地を取得することは問題ないものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

古池委員 今、どんな状態になっているのか。

松宮委員 田はきれい。草刈り等管理されている。  
畑は山林ぎわや確認が難しい所もあった。

議 長 何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第13号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可

申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[ 日程 4 ]

議 長 日程4 報告第8号 農地変換届について を議題  
といたします。事務局から説明をお願いします。

局 長 報告第8号は〇〇他全10筆を畑にする変換届でござい  
まして、詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 それではご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 〇〇で申請地に挟まれた1筆と、国道側の1筆は。  
雨が降ると水が溜まるのでは。

書 記 申請地に挟まれた1筆は農地以外の地目。  
国道側の1筆の所有は〇〇区の方。  
申請時の必要書類の中に隣地承諾書があり、説明はされ  
ています。

次 長 施行者に、水の注意等指導します。

議 長 これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了い  
たします。  
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 ・ 委員報酬明細配布及び説明  
・ 次回開催日報告

議 長 それではこれで、平成29年第5回の委員会を終了いた  
します。慎重審議ありがとうございました。